

# 河内長野市 報道提供資料

令和7年11月28日

## 職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 被処分者 総合事務局 係員 28歳 男性

2 処分内容

懲戒処分：減給10分の1 3ヶ月  
(根拠法令：地方公務員法第29条第1項各号)

3 処分日 令和7年11月28日

4 事案概要

体調不良を理由に、与えられた年次休暇をすべて取得したのち、上司から再三の指導を受けたにも関わらず診断書の提出などの病気休暇取得のための適正な手続きを怠り、令和6年9月に1日間、令和7年5月から6月にかけて14日4時間45分間の合計15日4時間45分間、欠勤を行ったもの。

5 今後の再発防止策

- (1) 所属長による職員の勤怠管理の強化（病気休暇等の手続きの徹底）
- (2) 服務規律の遵守

【問い合わせ先】

河内長野市総合事務局

0721-53-1111